

第53回板橋区資源環境審議会

(令和2年11月4日(水)：午前10時00分～午前12時00分)

○環境政策課長 本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。お時間になりましたので、開会をさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、新規就任及び任期満了に伴います改選委員の委嘱をさせていただきますと思います。坂本区長より、ご出席いただいております2名の委員の方に委嘱状伝達をまずさせていただきます。お手元に配付してございます名簿に従いましてお名前を読み上げますので、その場でお立ちいただきまして委嘱状をお受け取りいただければと思います。

なお、役職等のご紹介につきましては、名簿をご参照いただくことにより代えさせていただきます。

それでは、坂本区長、委嘱状の交付をよろしく願いいたします。まず、石垣智基委員でございます。

○区長 委嘱状、石垣智基様。東京都板橋区資源環境審議会委員を委嘱します。

令和2年9月1日。板橋区長 坂本健。

よろしく願いいたします。

○環境政策課長 続きまして、小泉雅義様。

○区長 委嘱状、小泉雅義様。同文でございます。

よろしく願いいたします。

○環境政策課長 なお、本日は、城所哲夫様、竹内捷郎様、松田尚之様、黒川純様にご欠席でございます。これにて委嘱式を終わらせていただきます。

続きまして、坂本区長より挨拶をいただきます。区長、よろしく願いいたします。

○区長 皆様、おはようございます。大変、今日は早朝からご多忙のところ、第53回の板橋区資源環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また今回、新たにご就任いただきました委員の皆様方におかれましては、今後とも委員としてご協力をお願いいたします。よろしく願いいたします。

この資源環境審議会でございますけれども、板橋区の環境施策について、様々な点からご審議をいただく機会となっております。本日は、(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025についてお話し合いいただくことになっております。地球温暖化対策に関する基本的な考え方をはじめ、パリ協定やSDGsを踏まえ、脱炭素社会の構築に向けた目標とともに、区民、事業者、区が役割に応じて取り組むべき対策と進行管理についての方向を示しながら、区内の温室効果ガスの排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進する計画を進めておりまして、昨年度からご審議をいただいております。

本年になりましてからは、コロナ禍に見舞われまして、前回の審議会は書面開催となったわけでありましてけれども、皆様におかれましては大変なご負担をおかけしてまいりましたけれども、このたび、素案に向けた中間のまとめとして今日はまとめさせていただきます。さらにご審議をいただきたくお願い申し上げたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、分かりやすく実効性のある計画の策定に向けまして、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○環境政策課長 ありがとうございます。

区長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(区長退室)

○環境政策課長 それでは、これ以降は着座にてご説明させていただきます。申し遅れました、私は環境政策課長の田島と申します。よろしくお願いいたします。

さて、審議に入ります前に、資料のご確認をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に1番から言うと「次第」になります。2番目といたしまして、「委員名簿」。3番目といたしまして、「座席表」です。4番、「資料」となりまして、資料1-1、こちらは、「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」素案に向けた中間のまとめについて(概要)になります。続きまして、資料1-2、「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」(素案に向けた中間のまとめ)になります。厚い本編になります。続きまして、資料1-3、第52回資源環境審議会意見対応表になります。資料は以上になります。資料はよろしいでしょうか。お揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

なお、本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会運営方針によりまして、会議終了後、会議録を調製させていただきます。発言内容につきましては、事前に内容をご確認いただいた上で、発言者のお名前等も含めて区のホームページ等で公表されますので、ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、事前にご案内しておりますとおり、感染症拡大防止のために会議中はマスクの着用をお願いいたします。また、定期的な換気を行わせていただきますので、防寒対策も併せてお願いいたします。

お飲み物につきましても、今回はお配りさせていただいておりません。マイボトルをご用意いただいている方は、そちらをご利用いただければと思います。ご面倒をおかけしまして、誠に申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

なお、発言される方には、係員がマイクをその都度消毒した上でお返しいたしますので、挙手していただけるようお願い申し上げます。

ここで、傍聴者の方にご入場いただきます。本日の傍聴者の方は2名でございます。

(傍聴者入室)

○環境政策課長 それでは、審議に入らせていただきます。伊香賀会長、審議の進行をよろしくお願いいたします。

○会長 はい、おはようございます。それでは、第53回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

早速、審議事項に入りたいと思います。次第にあります「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」策定に係る素案に向けた中間のまとめについて、審議をいたします。資料の説明については事務局よりお願いいたします。

○環境政策課長 それでは、資料1-1、1-2、本編になりますけれども、概要版と本編を使いましてご説明をさせていただきます。

内容はちょっと多岐にわたりますので、多少お時間をいただきますけれども、よろしくお願いいたします。

区では、地球温暖化対策におきまして、二酸化炭素の人為的な排出量と吸収量をバランスさ

せまして、実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、区民の方、事業者の方、区のそれぞれが地球温暖化防止に配慮いたしました取組を実践・継続していくことを目指しまして、「（仮称）板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の策定を進めてまいりましたが、このたび、この同計画の素案に向けました中間のまとめを作成させていただきました。

それでは、資料1-1の概要版を主に使いまして、骨子案から修正、追加された部分を中心にご説明させていただきます。

まず、最初のページの第1章につきましては、こちら大きく変わった点がないということで、こちらは説明を割愛させていただきます。

続きまして、第2章、2ページ目になります。概要の2ページ目になります。本編によると9ページから22ページになります。こちら概要版を使ってご説明させていただきます。

まず、地球温暖化の現状と将来予測ということで、こちらをご説明させていただきます。このまま対策を講じなければ、今世紀末までに世界の平均気温は2.6度から4.8度、海面水位につきましては0.45メートルから0.82メートルの上昇が見込まれまして、経験したことのない影響が様々な場面で出てくると予測されております。

そのため、産業革命前から今世紀後半までの気温上昇を1.5度に抑えるための緩和策に加えまして、気候変動による影響に備える適応策を講じることが急務となっております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います社会経済活動の制限によりまして、二酸化炭素排出量は一時的に減少するものの、経済の回復を急ぐあまり、その反動で急増することも危惧されまして、コロナ後の経済復興につきましては、技術革新やデジタルトランスフォーメーション（DX）の果実を活かしながら、パリ協定やSDGsに沿ったものにしていく必要があるというふうに考えております。

本編になりますが、14ページに（6）というのがあります。こちらにコロナ禍が温暖化対策に及ぼす影響や、あと、15ページに（7）といたしまして、ポストコロナにおきます温暖化対策のあり方について、項立てをして記述しておりますが、15ページの（7）につきましては、先月26日、10月26日ですね、そちらに菅首相の方で2050年カーボンニュートラル、脱炭素世界の実現を目指す宣言を行ったということも反映させる予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降の社会の動向や変化等についての記述がまだ不足しているという指摘もございますため、もう少し全体の構成を整理した上で、記述を充実させていく方向で考えております。

続きまして、同じく概要の2ページから3ページにわたるところになりますけれども、本計画の将来像と施策体系ということになります。こちらは本編で言いますと17ページから19ページになります。東京都の計画、ゼロエミッション東京戦略の柱でございます「CO₂排出量を令和32年度（2050年度）までに実質ゼロにする」とですね、板橋区環境基本計画2025にて掲げられている環境像の一つであります「低炭素社会の実現」からさらに踏み込みました「脱炭素社会の実現」とを整合させまして、概ね令和32年度、西暦で言いますと2050年度までに目指す将来像とそれに向けました6つの基本方針、区民、事業者の取組、区の取組を定めさせていただきます。

なお、骨子案の段階では、区民の取組、事業者の取組、区の取組の3つを明確に分けて、区の取組の中に基本方針を位置付ける形で記述しておりましたが、区民、事業者、区が一体となって取り組む姿をより前面に打ち出すために6つの基本方針ごとにそれぞれ区民、事業者、区

の取組を明示する形へと改めております。

また、将来像と基本方針につきましては、現在は全て図表の形式によりまして表現させていただいておりますが、本文の中でも文章で記述する方法で調整させていただいております。

また、概要の2ページ、本編の19ページに列挙されておりますSDGsのアイコンについてもいささか煩雑過ぎるという感があるため、改良に向けて、今、調整を行っている最中でございます。

続きまして、概要版の4ページになります。本編で言いますと21ページになります。こちらですが、2025年度までの計画目標と2050年度までの長期目標を定めさせていただきました。まず、計画目標ですけれども、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を令和7年度、2025年度までに平成25年度、2013年度比で30%削減、CO₂の量にいたしますと70万トン削減というふうになります。こちらが計画目標として定めさせていただいております。

また、長期目標ですが、温室効果ガスの大宗を占める二酸化炭素排出量を令和32年度、2050年度までに実質ゼロへということで、ゼロカーボンシティの実現を目標にさせていただいております。

続きまして、第3章になります。概要版の4ページから5ページにまたがるところ、本編で言いますと25ページになります。こちらですが、「将来像の実現に向けた取組」として、施策等を定めました。まずは本編の25ページをご覧くださいいただければと思います。基本方針1の「エネルギーを賢く作り使う」ですけれども、こちらに「めざすべき2050年の姿」と「2025年までの取組の方向性」を掲載させていただきました。また、基本方針を実現するための取組方針を3つ掲げまして、取組方針に係る区民の取組、事業者の取組、区の取組、施策になりますが、及び重点施策は次のページ以降にそれぞれ掲載させていただいております。

以前は重点施策を後ろの方に別途章立てをして記述させていただいておりましたが、区の取組との関係性が分かりにくいという面もあったため、同じ章の中で記述をする形に変更させていただいております。

基本方針は全部で6つありますけれども、全て同様の立て付けになっております。それでは、重点施策を中心にちょっと説明させていただきます。

まず、基本方針Iになります。こちらですけれども、「エネルギーを賢く作り使う」ということで、本編で言いますと26ページ、27ページになります。ここでは温暖化対策の鍵を握ります区民の方、事業者の方に省エネルギー行動に向けた行動変容をしていただくことが不可欠であるというふうに考えまして、「環境に配慮した活動・事業活動の普及啓発」を重点施策として位置付けているのをはじめ、「省エネルギー行動の促進」に係る区民、事業者、区の各主体の取組を掲載しております。

続きまして、I-2になります。「建築物等の省エネルギー化」ということで、これが本編の28ページ、29ページになります。ここでは区内の建築物への省エネルギー化を普及していくに当たりましては、区が率先して推進していくことが大切だというふうに考えられるため、「公共施設における断熱化・再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入」を重点施策として位置付けているのをはじめ、建築物等の省エネルギー化に係る各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、「I-3再生可能エネルギーの導入拡大」ということで、本編の30ページ、

31ページになります。こちらでは、化石燃料から再エネなどの脱炭素エネルギーへの転換を図るためには、区の庁舎や施設で率先して導入していくことが重要であるということで、「温室効果ガス排出ゼロの電気の調達」を重点施策として位置付けているのをはじめまして、再生可能エネルギーの導入拡大に係る各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、32ページになります。こちらに「基本方針Ⅱ地球にやさしいインフラを整える」ということになります。本編で言いますと、33ページになりますが、「Ⅱ-1次世代自動車の推進」ということで、ここでは自動車の走行時に出る温室効果ガスの削減を図るため、重点施策「次世代自動車等の普及促進」をはじめとする各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、本編の34ページ、36ページ。こちらには、Ⅱ-2といたしまして、「スマートシティの推進」ということを記載させていただいております。人々の生活を脱炭素なものへと転換していくためには、街区単位など広い範囲で行われるまちづくりにおきまして、自律分散型エネルギーや再エネの導入を積極的に進めることがより効果的であることから、「高島平地域における環境に配慮したまちづくり（スマートシティ）の推進」等を重点施策として位置付けているのをはじめ、各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、本編の37、38ページになります。「Ⅱ-3緑化の推進」というところがございます。こちらでは、緑地や農地の保全等を通じて緑化を推進するため、重点施策「緑のカーテン、屋上緑化等の導入」をはじめとする各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、39ページになります。こちらに基本方針Ⅲというのがございます。「環境産業の発展で地球を支える」ということになります。そこで、40ページになりまして、「Ⅲ-1環境経営」になります。ここでは中小企業を中心に、省エネルギーの具体的なアドバイスを行い、環境経営を支援するための重点施策「省エネルギー診断の活用推進」をはじめとする事業者と区の取組を掲載させていただいております。

続きまして、41ページ、「Ⅲ-2環境産業振興の促進」というところがございます。ここでは脱炭素化に資する製品・サービスの普及促進が率先して行われるよう誘導していく重点施策「先端設備等設備投資支援事業の推進」をはじめとする事業者と区の取組を掲載させていただいております。

続きまして、42ページになります。こちらに基本方針Ⅳといたしまして「限りある資源を大切に使う」というのがございまして、43ページにⅣ-1といたしまして「ごみの減量」というところがございます。こちらでは、板橋かたつむり運動の積極的な展開を通じて、ごみの発生抑制等を図るための重点施策「区民一人あたりの区収集ごみ量の削減」をはじめといたします区民、事業者、区の各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、44ページ、45ページになります。こちらがⅣ-2といたしまして、「リサイクルの推進」でございます。こちらでは、急務となっております廃プラスチック問題に対しまして、本区が23区内で後れを取ることがないように、「プラスチック製容器包装分別回収の区内全域への拡大検討」を重点施策として位置付けております。また、リサイクルの推進に対する各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、本編の46ページ。こちらが基本方針Ⅴとなりまして、「地球環境を考え行動する人を多く育てる」という方針になります。47ページ、48ページになりますが、こちらにⅤ-1といたしまして「環境教育の推進」ということで、こちらでは各主体が連携し、共同

で環境教育を進めるため、重点施策「E S D及びS D G sの視点を踏まえた環境教育の実践」をはじめとする各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、49ページになります。こちらには、V-2といたしまして、「環境に配慮した行動」ということで、S D G sの普及啓発を通じまして、事業活動等が省エネ化や再エネ導入などとした持続可能な取組につなげていく「S D G sの普及啓発と取組への支援」を重点施策として位置付けているのをはじめ、各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、本編の50ページ、51ページになります。こちらに「V-3パートナーシップ」というのがございます。こちらでは、家庭や小規模オフィス、商店街等に再生可能エネルギーの導入を促進するため、東京都との協働を図る重点施策「再生可能エネルギーを含む電気の購入促進」をはじめといたします各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、52ページになります。こちらでは、基本方針VIといたしまして、「気候変動に適切に対応する」となっております。こちらでは従来からの緩和策に加えまして、新たに計画に盛り込むことになりました適応策に相当する部分ということになります。

53ページ、54ページをご覧になっていただきますと、VI-1といたしまして、「風水害に強いまちづくり」ということで、こちらでは気候変動の影響により風水害からの被害を軽減するため、重点施策といたしまして、「公共施設の雨水貯留槽設置等による、総合治水対策の推進」や「大規模風水害時の避難対策の推進」を位置付けているのをはじめ、区民、事業者、区の各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、55ページ、VI-2といたしまして、「猛暑対策の推進」ということで、こちらでは猛暑による健康被害を軽減するため、重点施策「熱中症アラートなど、予防のための熱中症対策情報の提供」をはじめといたします各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、本編の56ページ、こちらがVI-3といたしまして「ヒートアイランド対策」ということで、水辺や緑地等を保全し、ヒートアイランド対策を推進するため、重点施策「緑化指導による、民有地の緑化の推進」をはじめといたします各主体の取組を掲載させていただいております。

続きまして、概要版で言いますと5ページ、本編で言いますと69ページからのページになりますが、第4章に「実効性のある計画の推進」ということで掲載させていただいております。こちらですが、P l a n、D o、C h e c k、A c tということで、P D C Aサイクルに基づきまして毎年度進捗状況の点検・評価を実施させていただくということで、記載させていただいております。

続きまして、概要版で言いますと6ページ、本編で言いますと72ページから144ページの間になりますが、こちら「参考資料」ということになります。こちらについてのご説明はちょっと割愛させていただきます。

なお、資料1-3というのがありますが、こちら詳しいご説明はちょっと割愛させていただきますけれども、前回、5月に書面により開催されました第52回資源環境審議会でもいただいたご意見と9月9日に開催されました環境政策・温暖化対策部会でいただきましたご意見に対しまして、どのように対応したのかをこちらにまとめた対応表を付けさせていただいております。先ほどご説明をさせていただいた内容を含めまして、皆様からのご意見に対しての対応状況を記載させていただいているということになります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。参考資料のスケジュール

欄というのをご覧になっていただければと思います。A4の1枚の資料になります。5月の資源環境審議会や、あるいは9月の環境政策・温暖化対策部会での頂戴した意見を踏まえまして、素案の作成を進めてまいりました。その後ですけれども、庁内、区の内部でさらに検討を進めましたところ、温暖化対策の実効性の鍵を握っていただいているのが、区民や事業者の方といっても過言ではございませんので、その区民や事業者の方に自分たちが何をすればよいのかというのを、もっと実感していただけるような計画にするためには、もう少しきちっと時間をかけて策定する必要があるという判断がございまして、スケジュールを見直しまして、素案に向けての検討を今後も引き続き行うこととさせていただきます。

この後、本日いただきましたご意見等も踏まえまして素案を完成させまして、予定でございますが、来年1月29日に予定されております資源環境審議会に付議させていただきたいというふうに考えております。

その後、2月の議会の区民環境委員会へのご報告をさせていただきます、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。

また、その後の素案の後の原案につきましては、区議会からのご意見や、あるいは、パブリックコメントで区民の方々からいただきましたご意見等も踏まえた上で、さらにブラッシュアップを施しまして、今年度末の3月下旬から来年度当初の4月にかけて、庁内のエコポリス板橋推進本部の審議等を経た上で、資源環境審議会からご答申をいただくという予定でございます。

その後、最終案をエコポリス板橋推進本部において決定させていただきます、5月の区民環境委員会にてご報告をさし上げ策定に至るという予定でございます。

説明は以上となります。お時間がかかりまして、申し訳ございませんでした。

○会長 はい、ありがとうございます。非常によくまとまっているなという印象でございますが、ここまでのご意見、ご質問をいただきたいと思います。できれば全員にご発言をいただけるとありがたいと思いますが、ご発言希望の場合ですね、この名札を立てて、名前がこちらに見えるように立てていただけると順番に指名させていただきたいと思います。まず、どなたからでも結構でございますので、早速五十嵐委員からありましたので、五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

拝見をいたしまして、感じたことがあります。それは、板橋区の地球温暖化対策の実行計画という表題が付いているんですけども、温暖化を止めるための対策と温暖化した結果に対する対策があって、それが両方書き込まれているので、何だかとっても分からなくて、例えば再開発のこととか、防災のことも書き込まれていると、それをまた別のところでも書いてあるから、本当にここに書かないといけないのか、それによって厚みがただ増していくだけで、本当に大事なところがかえって見えづらくなってしまっているんじゃないかなというふうに拝見して思いました。

それから、その本編の例えば11ページのところには、「今後大きくなると予想される気候変動による影響に対して、事前に備えるための検討・準備を始めなければならない時期にきています」というふうに書いてあります。しかしながら、今、既に気候非常事態宣言をしている自治体が10月16日現在で43あります。2050年の二酸化炭素排出実質ゼロの表明自治体は、都道府県では22、それから自治体でも135はあるんですね。だから、今から検討、

準備をしなければならないという意識は、もう遅いんじゃないか。もう今すぐ始めないといけないのに、今からやりますみたいなことをこの計画の中に書き込むことがどうなんだろう。何かすごく遅れているぞというふうに思いました。ですから、その辺りをもう少し書き方を考えていただけたらというふうに思います。

それから、展望の部分でも、例えばパンデミックのことが前々から言われていました。今、コロナは蚊が媒介したものではないですけれども、2000年ぐらいの環境省のいろんなデータを見ても、既にそのところでは蚊による呼吸器系のパンデミックも既に書き込まれていて、2015年に板橋区で出した基本構想の中の10年後の9つのあるべき姿の中にも、「新たな感染症などによる健康危機への対策が充実し、区民の健康に関する安全と安心が確保されています」というふうに書いてあって、既にパンデミックのことは予期されていたはずなんです。なので、もうちょっと、ここの計画の中にも書き込んでもいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、例えば緑のカーテンですけれども、板橋区といえば緑のカーテンで注目されていて、それはとても大事だと思うんですけれども、でもそれだけというのも何か残念かなというふうにも思っていて、例えば、ちょっとはつきりした自治体名は忘れたんですけれども、多摩地域の方では新しく家を建てる時には木を1本立てる。敷地内に埋めて、それが無理な場合は代わりにお金を納めて緑を育てることに使うというような条例を作っているところもあるというふうに以前聞いたことがあるんですけれども、何かそういう工夫ですとか、いろんなことができるんじゃないかなというふうに私は感じました。

できれば板橋区でも、もうここまで来ているんだからということで、非常事態宣言ぐらいはもう目指しますぐらい、もうやってもらった方が私はありがたいですけれども、そのくらいのことを書き込まないと、今これを出したら板橋区ちょっと遅くないですかということ言われそうで、それをちょっと危惧しています。

○会長 はい、ありがとうございます。どうでしょうか。多分ほかの委員からも似たようなご発言があるかもしれませんが、まずは五十嵐委員からのご質問に対して、区から説明をお願いします。

○環境政策課長 最初のお話だと思いますが、要は緩和策と適応策が一緒に今回の計画の中に入っているというお話だと思います。前回の現行計画ではですね、緩和策、要はCO₂を減らすのみの方策が書いてあったんですけれども、今回その緩和策のみでは、やはり気候変動そのものをなかなか止めていくというのは難しいということで、CO₂を減らすことは当然大切ですが、当然今のある状況に対してどう対応していくかという部分も非常に大切だということも含めまして、緩和策と適応策を両方今回盛り込んだ計画にさせていただきたいというふうに考えております。

あと、2番目ですが、11ページの(4)の上の欄のところの文章の書きぶりだと思いますけれども、「今後大きくなると予想される気候変動による影響に対して、事前に備えるための検討・準備を始めなければならない時期にきています」ということで、委員のおっしゃるとおりで、もう当然、今、やっていないといけない状況には当然なっていると思いますので、この辺の書き方についてはまた工夫をさせていただきたいなというふうに考えております。

あと、3番目ですね。緑のカーテンのお話をさせていただいていたと思うんですけれども、こちらが37ページに記載があります。II-3-1辺りだと思いますが、当然、緑のカーテン

は板橋区としてはずっとやってきておりますので、これも引き続きこれをやっていくということは当然だと思いますけれども、あと緑化に対する条例のお話を確かされていたと思いますが、確か板橋区、あるいは東京都にも緑化関係の条例はあると思いましたが、それをやはり適切に守っていただくということは今後も引き続きお願いしたいというふうに思っております。

あと気候非常事態宣言のお話が出ました。気候非常事態宣言も、今、結構自治体さんが多く出てきているところがあると思いますけれども、私どももこの計画を作るに当たりまして、当然、気候非常事態宣言のお話も、いろいろ研究もさせていただいております。またここにつきまして、他区の状況をまた見ながらですね、気候非常事態の状況には多分今、あるのではないかというふうな認識は持っておりますので、この計画の中も含めまして研究をさせていただきたいなというふうに考えています。

以上になります。

○会長 五十嵐委員、よろしいでしょうか。

○五十嵐委員 もう一つ。すみません、さっき言い忘れたところもあったので申し上げるんですけども、環境教育というところが板橋は昔から取り組んできて、とつても私は評価はしているんですけども、例えばごみの関係の確か環境のところであったんですけども、出前講座ですね。出前講座があつて、私も拝見したらとつてもこれ、小っちゃいときからこれ見てもらつて、ごみのこととか関心を持ってもらえると、とてもいいなというふうに思ったんですけども、ただ、今、清掃の職員さんたちも確か人数がなかなか職員さんの人数が増えていないはずですので、すごく私も1回、実は呼んでやってみようかなと思ったんですけど、もう予約がいっぱいでというような話で、なかなかお呼びできないとかお願いできないところがあるので、やはりここに出前講座とか環境教育と挙げていて、それを清掃事務所の中でやるとしたら、やはりそれができるぐらいの人員をちゃんと配置しないとできないんじゃないかなというふうに思います。

それから、今年はコロナの中で、なかなか環境教育というのがやりづらい状況にあるというふうに思うんですけども、たまたまネットで見たのでは、例えば世田谷区では環境エネルギーラボというものを毎年やっているようなんですけども、それをオンラインでやっていて、環境問題を学べる講座とか家庭にあるものを使った工作教室をやっているようなんですね。そんな形でこのコロナの中でもどうしたら環境教育ができるかを考えてもらえると、とてもありがたいなというふうに思いました。

それから、以前、取り上げたこともありますけれども、ペアガラスとかトリプルガラスのところで、省エネ基準法とか、いろいろ今、言われていて、リフォームの補助金もあるようなんですけども、それをもっと使いやすくとか、あと皆さんがそういうものがあるということを周知してほしいなというふうに思います。何か私も改めて見てみたら、取り付けて1時間程度でできるというようなことが書いてあつたりとか、以前に比べてもとても簡単にできるようになったんだなというふうに思いましたので、そのことによって必ず家には窓があつて、大きな面積で、そこから熱の出入りがとても激しくなっていますので、そこを改善するだけで随分違うということが皆さんご指摘なさっているのです、その辺をもうちょっと知らせていくということも大事かなというふうに思いました。

すみません、ありがとうございます。

○会長 区の方からお願いします。

○板橋東清掃事務所長 板橋東清掃事務所長の森下と申します。お世話になります。

今、五十嵐委員の方からご指摘いただきましたのは、まず最初に保育園ですとか小学校でやる環境学習の件でございます。今、ご指摘いただきましたように、実情としましては収集をしている清掃事務所の職員が日頃の収集活動とのバランスを取りながら、保育園・小学校に出向いてやっているという実態がございますので、なかなか回数的に制限といいますか、限度があるというのが実情でございます。

歴史的にかなりある程度の年限を超えた活動を続けておりますので、そろそろご指摘のように、どういう方法でやるのか、また拡大に向けてどういった効果があるのか、こういったものを検証しながらですね、ぜひ今回の計画の中での指摘が出ておりますように、今後とも続ける上でどのような形でやっていくのがいいのか、また内部で検討して進めたい。できれば我々現場としては拡充をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ご質問ありがとうございました。

○会長 それでは、石川委員、お願いします。

○環境政策課長 あとすみません、2つご質問がありました。すみません。

○会長 失礼しました。

○環境政策課長 あとおっしゃってございましたアウトリーチと、オンラインのお話だと思えますが、確かにコロナ禍の中で、どのようにやはり事業をしていくのかというのは非常に重要な課題だというふうには認識しております。今まで区の方で、アウトリーチということで、出前授業とかいろいろさせていただいていますが、今、それもままならないような状況がありまして、今後、オンラインに向けてどういうふうにやり方を考えていくのかは大きな課題ではあると思いますので、その辺り、様々な例を研究させていただいて、どのように進めていくのかという適切なものを考えていきたいというふうに思っております。

あとペアガラス等の助成制度、周知のお話があったと思います。現在、区の方でも、断熱化住宅に対しての助成制度というのがございまして、その辺りの周知が足りていない部分があるとしたら、さらにまたホームページ、その他の媒体を使いまして、どのように皆様に伝えられるかということは研究させていただきたいというふうにも考えております。

以上になります。

○会長 はい。よろしいでしょうか。それでは、石川委員、お願いします。

○石川委員 よろしくお願いします。

最初に、私も大きいところで、先ほど五十嵐委員の方から非常事態宣言をするぐらいのことが必要ではないかという意見があって、私も全く同感です。先ほど課長の方から、非常事態宣言の必要性について認識があるということでしたので、ぜひ研究を続けていっていただきたいと思えます。

私もまたここで、グリーンリカバリーのことを板橋区で行っていくのだという姿勢をしっかりと示す必要があると考えています。端的に3点質問したいんですけども、まずは公共施設での取組についてで、今現在、学校やあと児童館で太陽光パネルを設置しているという取組があるかと思えます。これをさらに進めていくということなんですけれども、お金も予算もかかることですし、ただ環境教育にも子どもたちにとってすごくなると思えますので、もっと前にしっかりと進めていくためにも、具体的な区としての支援だとかいうことをやっていただきたいと思っております。それを今後、どのようにして具体的に進めていくのかを教えてください。

きたいということ。

あと2点目が、リサイクルの推進の部分で、「プラスチック製容器包装分別回収の区内全域への拡大検討」というのが入っていますけれども、これがこれまで区の中でどういった議論があって現在の方向になっているのか。なぜ今、このことが検討に入っているのかなというところを教えてくださいたいです。板橋に住んでいる方としては、ごみはとても出しやすいんですけども、これからの環境を考えると、これまでなぜやってこなかったのかなというのが率直な疑問としてあります。

3点目に、2050年に本当にゼロにするということを考えたら、2025年なりにどこまで何を達成していなくてはいけないのかというところを数値目標で幾つか項目を書いていますけれども、もっと具体的に示す必要があるなと思います。2050年にゼロにするためには、2025年には本当にこの項目の数値はここまでに設定しなくてはいけないんだけど、現状、技術革新も追い付かなくて、ここまでしかできませんということだとかも、もっと細かく書いていただきたいなと思いますし、あとは区民の方にとって分かりやすい点も考えると、特に43ページの一人あたりのごみの量の削減の率。どのぐらいごみを出せるのかが、2050年には何グラムなのかというのが入っていないくて、ここをぜひ出していただけたらなと、具体的に分かりやすいものになるのかなと思います。

以上です。

○会長 はい。区の方からお願いします。

○環境政策課長 はい。まず1点目の公共施設の太陽光パネルについての話ですけども、基本的には板橋区の中に環境マネジメントシステムがありまして、その中に太陽光パネルを、公共施設に基本的には付けていただくということが載せられております。ただ、今後、財政状況等いろいろあると思いますので、その辺を踏まえまして、どういうふうに設置を続けていけるのかは検討が必要なのかなというふうには考えております。

あと、一般の方々に対する支援のお話も、太陽光パネルのお話もあったかもしれませんが、そちらは現在も区の方で助成制度を行っております。ただ、太陽光パネルは今、売電とあって、余った電気を売るという仕組みが今まで制度があったんですけども、それがなくなってきているというところで、段階的になくなってきてしまっていますので、その辺りを踏まえまして、どういうふうにまた普及を図っていくかというのが一つの大きな課題では今、あるんです。蓄電池等を踏まえまして、太陽光パネルが昼間しか使えないというよりはですね、蓄電池で蓄電をちゃんとして、夜間やあるいは災害時に使えるようなということも今注目されている部分もありますので、簡単に助成制度ができるかという話があり、新たにできる部分が今後も続けられるかという部分もあると思うんですけども、その辺りをほかの自治体等の状況、あるいは国、都の状況等を踏まえまして、また研究、検討していきたいというふうに考えております。

私の方で続けさせていただきますが、2050年ゼロのお話があったと思います。今回の計画で、大体逆算しますと、2025年までに30%程度は削減しないと恐らく2050年にゼロというのはなかなか現実的に難しいというところがあります。基本的にはCO₂を排出するのをゼロにするというのはかなり難しいということで、吸収をさせる森林等をどう確保していくか、あるいは委員のおっしゃっていたとおり技術革新がある程度見込まれないと、なかなかゼロにしていくというのは難しいという点がありますので、その辺りも国あるいは東京都の動

向等を踏まえまして、個別にもうちょっと目標値を細かくできるかどうかというところが果たして可能なかどうかというのは研究していきたいというふうに考えております。

次、リサイクルの話です。ちょっと替わります。

○資源循環推進課長 資源循環推進課長です。

今、お話、2点目のリサイクルの関係で、プラスチックという言葉のお話がありました。こちら一般廃棄物処理基本計画というのを立てておりまして、その中でちょうどこちらの冊子で言う本編の45ページになります。45ページのIV-2-4、廃プラスチック類、紙類の資源化の推進ということで、トレイ、ボトル、こちらの方の廃プラスチックにつきましては今、モデル回収をやっているところでございます。一般廃棄物処理基本計画の中で拡大というところではございますが、この左側のページ、44ページでございます。今回、新規ということで重点施策に挙げさせていただきました容器包装プラスチックの方の分別回収ということで、区内全域への拡大ということで検討を始めるところでございます。

こちらにつきましては、国や東京都の施策、東京都ですとゼロエミッションというような形になっておりまして、ごみの減量化ということで40%減らすというところではございます。これに当たりまして、今、板橋区は可燃ごみの方にプラスチックを入れているというところがございます。それを分けましてプラスチックについては資源化するということで、今後、検討していくというところでございます。

ただし、こちらの方も喫緊の課題ということで、私どもも認識しているところでございます。全域拡大に向けて、かなりの準備等が必要になるかと思うんですが、全体的なプラスチック、容器包装プラスチックということで考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、申し訳ございません。その前のページになります。43ページ、一番下にございまして区民一人あたりの区収集ごみ量の削減ということで、目標2025年の598グラムにつきましては、元になります平成27年度に比べて91グラム減らす形になります。91グラムといたしますと、よくサンドイッチに使う8枚切りのパン、あれが1枚50グラムぐらいあります。あれが2枚分ぐらい毎日ごみを減らしていくということで、この598グラムということは達成できるのかなというふうに思っておるところでございます。

なお、2050年までのどのぐらいのごみというのは、まだ申し訳ございません、現段階では一般廃棄物処理基本計画の中でも今後、検討してまいるというところでございますので、2050年の数値目標値というのは今現在では出ないところでございます。

以上でございます。

○会長 石川委員、よろしいでしょうか。

それでは、石垣委員、お願いします。

○石垣委員 よろしくをお願いします。

前回、書面でいろいろ覚えているところもあってですね、それを反映して非常に私は良くなっている部分が多いんじゃないかなというふうに思います。特に区民が何をして事業者が何をして、そして区がそれに対してどういうふうな施策を講じていくんだというところの書き方はとっても良いと思います。

良いと思っっているというところの上でのご意見だと聞いていただきたいんですけども、例えば区民、33ページを見ていただきたい、1つの例なんですけれども、33ページで次世代

自動車の推進というので、区民は買い換え時にエコカーを選ぶ。事業者はエコカーを利用するということがあって、それに対して区民は選んでくださいなんですけど、区の方が具体的に何をやるということが対応していないというところがあります。例えば次世代自動車等の普及啓発に取り組みますというのは、普及啓発に取り組むだけで区民の人が買ってくれるでしょうかみたいなところもあって、そういうところをもう少し、例えば下にあるカーシェアリングですよ。カーシェアリングを進めるということは、単に区が施策の一つだけではなくて、区民にとってはエコカーを買うということではなくてカーシェアリングを選択するという選択肢も当然入ってくるというと思います。かつそれが選びやすくなるような制度というか、ハイブリッド自動車の施策とリンクしてくると、区民はこういう区の政策を利用すれば、そういうのを選びやすくなるんだねというところ、あるいは自動車もそうですけれども、そういうような区民、事業者の行動と区の政策が対応するというのはいいんじゃないか。違う言い方をすると、これを見て区民の方は選ぶと言われているけど、どうやって選ぶというか、自分でやらなきゃいけないものも考えていただきたいなど。

同じようなことも、次の34ページのゼロ・エネルギー・ハウスのことについても、ゼロ・エネルギー・ハウスを建築するということに対して、多分対応しているところというのは、II-2-4ですね。35ページの「区民・事業者へZEH・ZEB化を促進するため、区施設の省エネ化・高断熱化・再エネ・蓄エネ設備の導入をはじめとしたZEH・ZEB化の手法について検討します」で、区の施設への導入を検討して、どうやってそれを区民とか事業者のこの建築のモチベーションを上げていくかというところをもう少し書いていただけたらいいかなと思います。

ここの部分はとても重要で、先ほど石川委員の方からもありましたけれども、こういうのを積み上げていったときに、それはCO₂のどのぐらい削減につながるんですかというところにそのまま反映してくると思うんです。それは必ずしも目標値を書かなきゃいけないということではないんですけれども、やはり区としては例えば化石燃料、ガソリン車の新規購入がどのぐらい減って、そうすると何%ぐらいCO₂が削減してというのは、ある程度頭に入れて、その上で2025年、2050年に本当にそう言っている削減は達成できるのか、夢物語なのか現実的な線というのを考えておくこともできるでしょうし、場合によってはその目標値等も設定できれば、より良いんじゃないかなというふうに思います。

目標値がいつもちょっとコンサバティブで、達成できそうな目標値が常に設定されているようなところも前から見受けられるのは仕方がないと思うんですけれども、ある程度出せるところ、内部的に持っておくだけでもいいと思うんですけれども、そういう積み上げの根拠になるようなデータというのがもっと必要かなというふうに思います。

あとは、ちょっと全体的な話なんですけれども、一つは先ほど適応の件に関するご意見もあって、それに対する区の説明はよく分かったんですけれども、そうするとこれは地球温暖化対策実行計画なんですけれども、一方で各市区町村に地域気候変動適応計画の策定というのを求められていて、これは温暖化対策実行計画の一部というか、地域気候変動適応計画を兼ねるようなこともできるはずなんですけれども、そういうことを考えて、この適応の部分を書いているのか、そこまで考えていないのかですね。気候変動適応法に基づいて求められているものですので、今、各自治体が適応計画もまとめています。この対策計画、温暖化対策実行計画の中に混ぜ込んで書くということで認められるのか、あるいは適応の部分はやはりしっか

り別の章立てをして、ここは適応ですと書いた方がいいのかは、気候変動適応計画としてみなすかどうかはまた別の話として、ちょっとこの整理というのは考えていただけるといいかなと思います。

最後なんですけれども、これは69ページですか。それと今後のスケジュールの説明のところで併せて見ていただきたかったですけれども、教えてほしかったんですけれども、私、前回の書面のコメントでもですね、この区民等の行政参加というかですね、その推進というのは非常に重要だとコメントして、その部分の幾つかの記述は増やしていただいているなというふうに思ったんですけれども、ここにあるように、69ページに図で計画の進行体制というのがあるって、ここにはエコポリス板橋環境行動会議というのがありますよね。こちらは多分、区民とか事業者の方が参加されている組織というか、その活動だというふうに伺っているんですけれども、一方で、今後のスケジュールで温暖化対策実行計画を決める段階では、エコポリス板橋環境行動会議の関わりというのが明示されていなくて、どこかに隠れているのかもしれないんですけれども、やはりそういうところもしっかり意見を聞いてというところを強調していただけると、そういうふうにしたんだよということを知りやすく書いていただくという意味でもいいかなというふうに思います。

以上になります。

○会長 はい。それでは、区の方からお願いします。

○環境政策課長 ありがとうございます。

まず1点目が自動車のところだったと思います。カーシェアを含めてのお話だったと思います。33ページです。こちらのⅡ-1-1で「次世代自動車等の普及促進」というところがあります。区自体にはちょっと助成制度はないんですけれども、東京都等の助成制度がありますので、そちらの方を積極的に紹介して、普及啓発をしていきたいというふうに考えている部分です。

あとⅡ-1-2ですね、その下のところになりますけれども、カーシェアのお話を書いてあります。12月1日から区役所の区有地の一部を使いまして、カーシェアリングをする予定がございまして、それを含めまして、電気自動車の普及とですね、カーシェアリングを促進させていきたいという部分がありまして、もう来月になりますけれども、1台分ご用意をしまして、区が使っているときは、それは区で使用しますけれども、区が使っていない時間については区民等の方も使えるような仕組みで今回、カーシェアリングをやるという予定がございまして。今後も様々な形で電気自動車の普及と、併せてそれに対するカーシェアリングというのを進めていきたいというふうに考えております。

あと35ページのZEB・ZEHのお話ですね。こちら、今の時点では区の助成制度等はないんですけれども、ZEH・ZEBにつきましては、国の方もかなり進めていくという部分もありますので、まず区の施設をZEB化ですね、どちらかというとならZEB化になりますけれども、そちらを推進させて、ぜひちょっと啓発の方につながるようなことをしていきたいというふうには考えております。

あと、2050年にゼロにするためにどうすればいいのかという部分になりますけれども、確におっしゃるとおり何をどうすればゼロになっていくのかの積み上げは必要ではないかというふうに思います。それを事細かくちょっとできない部分はあるかもしれませんが、できるだけその辺が分かりやすく伝わるような資料にちょっと考えていきたいというふうには

思っております。

あと、気候変動の適応計画を兼ねてなのかどうかですけども、兼ねております。その書き方も適応策の部分とそうでない部分の分かりづらさというのがおっしゃっている部分はあるかもしれませんが、その部分はさらなる工夫を重ねて原案までにまた一工夫をしていきたいというふうに考えております。

あとすみません、環境行動会議のことについて。

○資源循環推進課長 エコポリス板橋環境行動会議を主催している課でございます。こちらにつきましては、資源環境部を中心にしまして、情報を皆様方に提供しているというところでございます。18地区の代表の方、各団体の代表の方にお集まりいただいて、行動会議主催事業の内容ですとか、そういったものを協議しているところでございます。

その中で、本編、こちらの方につきましても、情報提供させていただきながらご意見いただければというふうに考えているところでございます。なお、時期につきましては、こちら環境政策課とも調整しながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○石垣委員 ありがとうございます。

○会長 はい。石垣委員よろしいですか。

それでは、安井委員、お願いします。

○安井委員 それでは、3つちょっと質問をさせていただきます。

まず、41ページのⅢ-2の「環境産業振興の促進」のところで、「Ⅲ-2-3法律や条例等に基づく規制・指導の実施」について、書いてあることを読むと、「東京都環境確保条例、それから地球温暖化対策推進法、省エネルギー法、都市低炭素化促進法などに基づいた規制・指導を行います。」こういう規制・法律等というのは、区民には非常に分かりにくいと思います。規制するということを書いてあるのはとりあえず行政としては当たり前のことだと思いますが、もう少し区民、携わる人にこの法律が何であるのか分かるように書いていただければありがたいのかなと思います。

次が48ページ、「環境教育の推進」についてですけど、V-1-7になります。「板橋区かたつむり運動の推進」。今日、こちらにいらしている環境の関係の方は、このかたつむりの運動のことは皆さん存じ上げていると思いますが、板橋区の区の仕事として、YouTubeという誰でも見られる番組があるんですけど、その中で「かたつむりのおやくそく」のYouTubeの再生回数が区としては断トツトップに来ているというぐらい、何回も何回も見直されているということをよく、これそういうことがあるんだということをまず知っていただきたいなと私は思います。作っている人も子どもたちにいかに片付け上手や大切に使うとか、無駄にしないとかということが分かるように作っている。これすばらしいと思うんで、この取組をもっと周知できるようにしていただきたいなと思ひまして、ここに書き加えていただくのを考えていただければなと思います。

あと最後に、56ページの緑化指導について。「ヒートアイランド対策」のことですが、民有地の緑化の推進をどういうふうに具体的に民有地に緑化を進めていくのか。緑のカーテンとかそこは個々の事業者だったり、ある程度の土地があつてできるのであれば、今までの指導であっても非常に有効だったんじゃないかなと。これなんて有効だと思います。

今、新しく天空の芋という、葉っぱがスペードの形をしていて普通、生り物としては、ゴー

ヤは間違いなく形がゴーヤの形をしているんですけど、天空の芋というのは葉っぱの裏側に芋がある。ちょっと想像というか、山芋のむかごを想像していただければ分かると思うんですけど、山芋は地下茎、土の中で伸びますけど、むかごは葉っぱの間の向こうに卵みたいなのができるんです。天空の芋というのはこの葉っぱの裏にかなり大きな芋ができる。それは蒸かして食べると非常においしい。ゴーヤももちろんおいしい食材ですから、そういう部分では進められている。いろんな食材というか、緑に対するやる気を起こさせるような資料をもっと載せていただきたいなと私は思っていて、そこにもちょっと手を加えていただきたい。

そして、農地の保全ですね。これ一番重要なことで、都市農業法が変わりまして、かなりの部分で都市農業をこれからも続けようという方がいらっしゃいます。そして、区内の小学校で農業政策をもっと重点的に教える機会を作っていただきたいなと思います。板橋区の場合は、この地域性があるって、西は高いんですけど、東に行く、こちら側に来ると非常にそういった部分での学校の農業政策が指導とかそういう部分がおろそかというわけじゃないですけども、学校の校地とかそういう校庭とかも規制がありますから、なかなか難しいかもしれませんが、やはり今日ここにいらしている理事者の皆さんには、教育委員会にいた方もいらっしゃると思います。だからもう少し縦割りの弊害をなくして、横のつながりで環境教育を子どもたちに指導していただければと。できれば、子どもたちに板橋区で環境教育を教えたことによって、将来になりたい職業はって聞いたとき、農業って言ってもらえるような政策を考えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 はい。それでは区の方からお願いします。

○環境政策課長 貴重なご意見、ありがとうございます。まず、41ページの法的な規制の部分が書いてあるというのがあります。そちらですけれども、確かにこれは法律の名前が非常に長いものもありまして、略称として書いてある部分もあるんですけども、後ろの資料編等に、この法律等の解説を載せることができる部分があると思いますので、ちょっとその辺で検討させていただきたいというふうに思っております。

あとその他の表現の方法としても資料編だけに集約するのではなくて、何かほかの方法としてその辺りを分かりやすくできるとすればそれも研究して内容を工夫していきたいというふうに考えております。

あと48ページのかたつむり運動の件ですかね。

○資源循環推進課長 資源循環推進課長です。

今、お話しいただきましたYouTube上で体操の振り付けと音楽を流させていただいております。こちらはV-1-6、保育園・幼稚園での出前講座というところで、一緒にお子さんたちと踊らせていただいております。こちらの方の楽曲につきましては、そのYouTubeのことも入れさせていただければというふうに思います。引き続き、今後も、こちらの方、YouTubeも含めて周知してまいりたいというふうに思います。

○環境政策課長 あと民有地の緑化推進の件ですけれども、申し訳ありません、私は天空の芋をすみません、よく知りませんでした。お教えいただきまして、ありがとうございます。いろいろな部分で今まで緑のカーテン等をご自宅でやられたりとかという方もいらっしゃったと思うんですけども、様々な植物があるということも私も改めて今、教えていただいて再認識できましたので、その辺り、どういうふうにちょっとまた内容として表現ができるかというところ

ろも含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。

あと、農地の保全に関する教育に使えるというお話です。この辺りは板橋区の特徴としても農地、様々な生産緑地があると思いますので、その方々がどういうふうに農業をやられているかという部分というのを子どもたちに認識していただくという部分では、非常に大切であるというふうに私も考えますので、教育委員会と、その辺り、どういうふうにまたその環境教育推進プラン等の検討の上で、その辺り協議していきたいというふうに考えております。

以上になります。ありがとうございました。

○会長 安井委員、よろしいでしょうか。

シナリオだと次に行かないといけないんですけど、まだ3人、手が挙がっていますので、11時半より少し延びそうですけれど。それでは大塚委員、お願いします。

○大塚委員 ありがとうございます。先行して発言された委員の発言とちょっと違う方向になるかもしれませんが、ご容赦ください。

まず、最初に申し上げたいのは、ここまでの取りまとめをいただいたご努力に対して大変感謝を申し上げたいと思います。途中で、今回、大幅な改訂があったのですが、その9月の時点で部会の方で拝見させていただいたものから、より区民の皆さん、事業者の皆さんに分かりやすい形で大きく工夫をしていただいたことに対して、感謝を申し上げたいと思います。

そう申し上げた上で、板橋区が遅れているんじゃないかというようなご意見もあったんですけども、僕は実は決してそうは思っていないくて、宣言を出している自治体さん、この中でどんどん増えているんですけども、宣言を勢いで出して、宣言が先行してしまって、中身をどうやって作り込むんだと頑張っているところもたくさんあるんですね。板橋区さんはどちらかかという控えめで積み上げ式でやっていらっしゃったんで、宣言が出ていないんですけども、こつこつと積み重ねられているという印象を僕は持っているんで、みんなで一緒に頑張っていけるんじゃないかと思っています。

大きく4点ほどございます。スケジュールが満を持してということで、歓迎されるべきことだと思いますが、実は現在、作成している温対計画は区域施策編でございまして、来年度の改定が予定されているものに事務事業編がございまして、これとの連動をどの程度視野に入れられているかが、まず一つ目の質問でございまして。なぜそれを聞くのかというと、今回の改訂において、先ほど石垣委員の方からもご指摘があったように、「めざすべき2050年の姿」とか、「2025年までの取組の方向性」とかというやり方は非常に良いと思うんですね。これを共有していることがすごく重要で、みんな知恵を出し合っていくという作業がこれから始まるんだと思います。

当然ここで挙げられた目指すべき未来像は、区域施策編だけではなくて事務事業編とも連動しなくてはいけないと思っているのですが、その辺の整合性と、二つの計画をどういうふうに整合させながらスケジュールも含めて進めていращやるのかということをお簡単に教えていただきたいと思っています。

次に、「めざすべき2050年の姿」とそれから「2025年までの取組の方向性」というところで、今、基本方針の大きいところは書いてあるんですけども、その下のサブカテゴリーで、例えば「エネルギーを賢く作り使う」のところだと、I-1、I-2、I-3の小さいところにはまだそういう目指すべき方向性は書かれていないんですね。私はこのレベルまでブレイクダウンしてビジョンを共有していった方が、より目指すところを共有しながら多くの人

が議論に参加できるんじゃないかと思いました。

庁内でも議論いただいているということをお伺いして、それから当然、より多くのステークホルダーを巻き込んで参画していただきながら進めていかなきゃいけないということは、先ほどのほかの委員からご発言もあったところなんですけども、例えば商工会議所さんとか、あるいは若者のご意見を聞いたりとか、いろんなことを聞かなくてはいけないと思います。そう考えると作っておいて、最後、パブコメというのは、少し乱暴な手続な気がして、これは繰り返しの質問になって申し訳ないんですけども、エコポリス板橋の方と緊密に連携をして、そのビジョンづくりをしていけば事が足りるのか、あるいはそうではないプロセスを取らなくてはいけないのか、どのようなお考えなのかを教えてくださいということです。

最後はちょっと不明瞭な発言になるかもしれませんが、申し訳ありません。今、基本方針で一定の6つの基本方針を出していただいて、これはこれで良い整理の仕方だと感じています。一方で、区民の皆さん、事業者の皆さん、特に区民の皆さんは2050年で脱炭素の社会になるといって、それがどういうふうに関係あるのか。私たちのライフスタイル、私たちの衣食住にどういうふうに関係あるのか。衣食住というふうに一括りで言いましたが、実際には住宅だと思うんです。お台所事情がどうなるのか。それから通勤・通学はどうなるのか。電車はどうなるのか。多分、そういうところに引付けたご説明、あるいはそういう住宅、先ほどほかの委員からもありましたけど、住宅を改修したいんだ、住宅を新築したいんだけどという、そういうふうなニーズが生まれたときに、区はどういう情報を提供してくれるのか、どういう補助金を出してくれるのか。お金じゃなくてもワンストップサービス提供等が提供されるなど、住民サービスとして区がどういうものを提供していけるのかというところがこれからの知恵の出どころになるんじゃないかと。

多少お金はかかりますが、どうインフラを入れるようなお金の出し方になる。それは都であったり国であったりがやるべきものなんですけども、区は区の強みのところで、住民サービスのところで様々な工夫をしていけるんじゃないかというふうに感じました。

今、区民の方々、衣食住という話を申し上げましたけれども、区内の事業者の皆さんでも事務所をどうすればいいんだろう、グリーンビジネスというのはグリーンリカバリーってどういうものなのか。そういうふうに必要な情報提供をしたり、議論の場を設けていけるような工夫が今後、必要になるのではないかと思います。

ありがとうございます。

○会長 それでは、区の方からお願いします。

○環境政策課長 ご意見ありがとうございました。地球温暖化対策推進法の中で、事務事業編と区域施策編とありまして、事務事業編の方は義務的に自治体の方で作成するというふうな話になっておりまして、板橋区の場合には、2021ということで、来年度からまた事務事業編の方を策定にかかるというような感じになってきます。

今後、この事務事業編と区域施策編の要は年度がずれていくというのがありますので、今すぐちょっとどうというふうなことは言えない部分があるんですけども、今後は二つを併せてやっていくのがいいのか、悪いのかという部分がありますので、区自身がやる政策と、区民の方、事業者の方がやっていただくものと、大きく言うと、その三つになってくると思うんです。事務事業編の内容を当然、この区域施策編の中にも踏襲していかなきゃいけない部分が当然いっぱいありますので、今後については要検討というところになってくると思います。

あと、いつのタイミングと合わせるかというところも出てくると思うんですね。このまま行くと、ずっとそれがずれたままになってしまいますので、その辺りを時間的にどう調整していくのかは今後ちょっと検討していかなければいけないところではないのかなというふうに考えております。

あと、ブレイクダウンのお話がありました。この計画なんですけれども、区民の方、事業者の方が、いかにやはりこれを見て2050年までにどうゼロにしていくのかというのが手に取って分かりやすいものにしていかなきゃいけないというのが、元々の趣旨としてありました。この辺りは審議会、あるいは部会のご意見等、あるいは庁内の意見等を含めまして、等々含めまして、非常に分かりやすい資料を目指して策定に向かっていきたいというふうに思います。

あと、パブリックコメントのプロセスですけれども、ある程度素案までになった時点でパブコメをかけて、そこでまたご意見をいただいて原案というふうに進んでいくというプロセスを、他の計画も通常、この形式を取ってございまして、それを踏襲して行っているという部分がございます。ですので、今の考えられるスケジュールとしてはこれを募集して、また区民の方々からいただいたご意見を含めまして、原案に反映させていきたいと思っております。なかなかその修正できる部分、できない部分というのが当然出てきてしまいますが、貴重なご意見を賜ればというふうに考えております。

あと、区民の方々の衣食住等へのどういうふうなというご意見だったと思っております。あるいは区民の方々へのサービスということがあります。今の財政状況を考えますと、なかなか助成制度を新たにいろいろ作っていくというのは当然難しい部分でありますので、できること、できないことを踏まえまして啓発というのは多分いかなるときでもできるというふうに考えておりますので、助成制度、必ずしもできない部分がありますけれども、啓発等を含めまして、今後、どう伝えていくかという部分はこの計画も含めまして工夫をして繰り返しになりますが、どう分かりやすいものに、どうしていくかということは今後も工夫を重ねていきたいと考えております。

○会長 はい。大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 ご回答いただき、ありがとうございます。

四点目の住民サービスのところだけ一点誤解があったと思うので、改めて言い直させてください。普及啓発とそれからワンストップサービスの窓口を設けるなどして、情報提供をコンスタントにするのは違うことだと思うので、これから大きく社会が変わっていかなくちゃいけないときに、様々な疑問を持たれる方が、いろんな情報源があって、さっきのYouTubeであるとか世田谷区さんとかいろんな例があるかもしれませんが、区としてもそういうことに対応できるような方法を今後考えることが、普及啓発とは別に必要なのではないかと思われましたので、改めてコメントさせていただきます。

○環境政策課長 申し訳ありませんでした。おっしゃるとおりで、いかに伝えやすくしていくかは、ワンストップサービスをどういうふうにしていくかということは非常に重要だと思っておりますので、その辺りを今後、いろいろ研究していきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○会長 はい。それでは森川委員、お願いします。あと3人、手が挙がっておりますので、少しコンパクトめにお願いできればと思います。

○森川委員 ありがとうございます。私は二つあります。一つは多分、54ページの雨水桧、

雨水タンクの話です。日本は湧水豊富な地形にあって、また板橋区にははけもあり、そういう意味では昨今の時間雨量が極端に増加している、九州をはじめ、その他いろんな災害が出ていますが、雨水を一時ストックするというは従来にも増して今、重要な時期に来ているのではないかというふうに考えたときに、この雨水枡、あるいは雨水タンクについても重要視してみてもどうか。私も知見がそれほどあるわけじゃありませんので、以前から雨水枡・タンクについては関心がありました。古い話ですけど、福生とか昭島の方ではもう多分30年、40年前から各家庭にこういうのを取り付けるということをやっていたというふうに思います。例えば市民農園の農機具小屋がありますね。ああいったところでサンプルとか見本とか、そういうような形でできるのかな、普及できるのかも、ただこれは例示的に言っているだけであって、どうぞ行政の方は行政の方で工夫ができるのであればしていただけるとありがたいということでございます。

それからもう一点は、43ページの下の方、「IV-1-4 家庭ごみの有料化についての調査」というのがございます。私も勉強不足を露呈することになりますが、家庭ごみの有料化について、今まで言及していたということについて、全く不明なことに知りませんでした。この有料化については、古い感覚ですと、廃掃法の中では自治体のごみの責任を負うことになっている中で、その中で有料化も読めるのかな、読めたのかなということが最初の疑問でした。多分読めるんだろうと思っています。

ただ、それを板橋区が導入するということについて、今まで十分な、例えば区議会での議論、あるいは審議会での議論というものがあることによって有料化に踏み出しているのかどうか。この有料ごみのお話について、袋の有料化は有料化には含まないという説もありますので、もしそうだとすると、板橋区はちょっと苦しくなると思うんですね。突然こういったものを出すと。というので、どうかごみの無料化で行くことについては、これも当然あると思うんです。有料化も当然あると思います。なので、そこは十分に関係部署と区議会、議会と十分な議論を重ねた上で、一步踏み出すというような手続について丁寧な扱いが必要ではないかということをご提議させていただきます。

以上です。

○会長 はい。それでは区の方からお願いします。

○環境政策課長 ご意見ありがとうございました。

54ページの雨水の流出抑制のご質問でございます。区の方はですね、雨水タンクの助成制度というのはもう既にやっております、国の社会資本整備総合交付金で雨水タンクの助成制度というのは、ちょっといつからというのが今、手元に資料がありませんけれども、既にやっております。年間5件程度の確か助成が出ていると思います。5件程度の助成をさせていただいたと思います。主にご自宅用に雨どいから分岐させて、雨水タンクの方へ送って、基本的には庭の水やりとかそういうことに使われている方が多いというふうにお聞きしております。

あと一定の規模以上の建築物につきましては、雨水の流出抑制がありますので、それは既にやっておりますし、公共施設の場合には確か全て規模にかかわらずやらなければいけないという規定がありましたので、そのことについては雨水流出抑制の対策は着々と行っているというふうになってございます。

申し訳ありません。雨水タンクは12件ですね。1月に1件ぐらいということでしょうか。申し訳ありません。雨水については以上になります。

あと43ページですね。

○資源循環推進課長 資源循環推進課長です。ありがとうございます。

家庭ごみの有料化についての調査でございます。こちらにつきましては、先ほども申しあげました一般廃棄物処理基本計画、こちらの方の中で触れているところでございます。簡潔に申し上げますと、現状、家庭ごみの有料化ということで、実施に向けては今のところまだないというところでございます。今、この43ページのIV-1-2、フードドライブの推進と食品ロス削減というところでございます。食品ロスや厨芥、そういったものの削減を目指す。また、先ほども触れましたが、廃プラスチック関係、そのほか紙類、雑紙ですね、そちらの方が有料ごみの方にたくさん混じっております。こういったものをまず減らすということを先に行いまして、まずこちらのごみの減量ということを私どもも推進していきたいというふうに思います。それで、最後の最後としまして、ごみの有料化が残るのかなというふうに思っておるところでございます。

なおですね、東京23区につきましては、ごみの収集は23区が行いまして、中間処理、これ清掃工場の関係でございます。これは東京二十三区清掃一部事務組合が行う。また、最終処分場、中央防波堤等の最終処分場については東京都が管理するというところがございます。そういうこともありまして、23区でやはり足並みが揃わないと、この有料化というのは難しいのかなというところがございますので、現状ではこの有料化に向けた形での動きというのは一切ございません。

以上でございます。

○環境政策課長 すみません、補足させていただきます。雨水タンクですが、既に20年以上前から助成をさせていただいているということでございます。申し訳ございませんでした。

○会長 大分、時間超過気味になっていますが、続いて、実は五十嵐委員が先に手が挙がっていたんですけど、2回目になるので少し後回しにさせていただいて、吉田委員、それから柳委員、そして五十嵐委員で最後にしたいと思います。

○吉田委員 すみません。2点ちょっと読んで感じたことですが、カーボンゼロを目指すということで、削減対策というのを結構書かれていますけれども、吸収する方の対策が何となく少ない。緑のカーテンとかそこら辺はあるんですけども、もっと具体的に吸収策を取り入れる方向がいいんじゃないかなと思ったのが1点です。

それから、気候変動に対する対応というところなんですけども、私の会社は舟渡のほうにあります。10月の初めだったかNHKのテレビで荒川が氾濫した場合、水深7メートルぐらいになる。水が来ますよというふうにあったんですけども、ここの進めているまちづくりの中に、これは国・都の問題も絡むんですけども、全然そういうことが書かれていない。何か手続きに感じる場所があるんですけども、もうちょっと何か具体的な対策が取れないのかなというのが大元の意見です。

以上です。

○会長 はい。区の方からお願いします。

○環境政策課長 まずは吸収する部分ですけども、実際には今は森林が吸収しているということになります。あとはCO₂を例えば分解する機械ができたとか、あるいは吸収するものがほかにあるのかがありますが、その辺りでどうしても記述が少なくなってしまう部分があります。現状としては森林をそのまま保持、あるいは増やしていくとかということが吸収には一

番つながっていくのかなと思いますけれども、確か森林吸収量は非常に僅かだと思いましたが、その部分でどうしても書き込める部分が少ないというふうになります。ほかにもいろいろ研究させていただきまして、もし吸収する寄与するものがほかにも多々ある場合には、またそれを取り込んで記載していきたいというふうには考えております。

あと、荒川の氾濫のお話ですよね。水位が7メートル程度になるというお話だと思いましたが、その辺りも53ページ辺りに補足資料として掲載できるかどうかは検討させていただきたいというふうに考えております。

以上になります。ありがとうございました。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、柳委員、お願いします。

○柳委員 一つだけちょっと疑問に思っていることがあったので、一つは、この冊子ですか、私が見てすごいことをやっているんだなというふうに思いました。その施策をどんなふうにして区民一人ひとりに浸透させていくのか。それがちょっと、これを見て初めて私が分かったんで、その辺がちょっと疑問に思った。

もう一つは、環境教育推進協議会の方に携わっているもので、こういうことをやっているんだということをちょっとお話ししたいと思えます。一つはエネルギー問題で、子どもたちに今、電気をどんな形で電気が点いているかから始まって、石油とかガスとかね、そういう化石燃料を使って、そうすると温暖化の原因になるCO₂を出しているんだということ。それを出さないような電気の出し方がないのかということで、一つはエネルギーとして風、それから水、それから太陽の話をして、実際に風車を回して、もちろんおもちゃのモーターを回して電気が点くことを子どもたちに確認させて、風車で風の力で電気が点くんだと、水の力で電気が点くんだということ。

それから太陽については、電気までは行かないんですけども、太陽の光を集めることによってお湯を沸かすことができるんだと、そういう自然のエネルギーを利用しようということは、子どもに心からね、そういうふうを考えさせていきたいなというのでやっています。

それからもう一つは、ごみの問題で、最近、よく食品ロスですか、それが多いいということ。一人あたりデータによると50キログラム年間で捨てているんだというのが計算上はなるみたいなんで、その場合のその食品ロスを減らすためにはどうしたらいいのか。子どもさんに考えさせて、例えば好き嫌いをなくすとか、それから残さないで食べるとか、そのためにはおやつを減らす、なるべく減らして食事のときにちゃんと食べるという。そんなことをね、子どもなりに考えさせていると。そういうふうなことでやっています。

その最初の問題がちょっと疑問なんで、お願いしたいと思えます。

○会長 はい。それでは区の方からお願いします。

○環境政策課長 ご意見ありがとうございました。

この計画をどういうふうに、浸透させていくかというお話だというふうに受け止めました。私ども、非常にそれが大きな課題であって、それが一番大切なことだというふうに思っております。なかなかこの1冊を手にとっていただいたときに様々なことが書いてあって、じゃあ自分たちは何をすればいいのかというところが分かりづらい部分がどうしても量が多くなると、そういう部分が出てきてしまうのは否めない部分はあると思えますけれども、本編のほかに概要版というのも作成する予定になっておりますので、その辺りで一度手にとっていただいて、ああ、こういうことがあってこういうことをしなければいけないのかというものが分かるよう

な資料が作れるといいなというふうには思っております。

あといろいろ発信する方法も必要だと思います。例えばホームページとか区の広報で出してみるものとか、そういうものでも発信していく必要もあると思いますし、計画そのものもなかなか発信するって、何回も全部見ていただくというのは難しい部分もあると思いますけれども、いろいろな教育の部分も含めて、こういう対策と一緒にやっていきますので、様々な機会を捉えて、方法を捉えて、分かりやすくして、区民の方から実感していただけるようなですね、計画にしていきたいというふうには考えております。

以上になります。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、最後に、五十嵐委員からお願いします。

○五十嵐委員 すみません、たくさん質問して。ちょっと今年度からなので、今日しか言う場所がなかったもんですから、すみません。

一つ目ですけれども、PPSです。板橋区の場合は平成25年から本庁舎、また情報処理センターで導入開始になっています。今、そのほかにも取り入れて、76施設ですかね、主要3つのグループ、本庁舎以外は3つのグループに分けてPPSの導入をしています。例えばPPSといってもどんな電力なのかということで違ってくると思います。お隣の豊島区さんはPPSの中でもどんな電力かということにこだわってそれを導入しているようなので、板橋区もそういうところまでこだわっていただけたらというふうに思います。

それから、今、44箇所では板橋区は太陽光発電の設備を設置していますけれども、416.54キロワットというふうには伺っております。なかなか一つ一つの発電量は少ないかと思うんですけれども、ただ災害時のことなどもいろいろありますので、東京都が補助をNAS電池とか蓄電池の補助を出すというふうには発表しておりますので、その辺も併せて、蓄電池というところでも板橋区はもうちょっと注目して取り組んでいただけたらというふうに思います。

もう一つは、海外で今、ビーガンの人がとても増えていて、私もそこは反省なんですけれども、肉食を抑制しているんですね。これは何でかということ、環境負荷がメタンガス排出の多い巨大な畜産を見直すというようなこともあるそうです。日本の場合はどうしても海外から輸入して、その輸入するときのCO₂、やはりそこで大量に出されることになります。例えばポール・マッカートニーさんがミートフリーマンデーを提唱して、その日はお肉を食べないというようなこともしているようなので、海外ではそういうことが進み始めているので、日本もそういう、板橋もですけれども、例えば区の食堂でこの日はお肉を出さない日だとか、また学校の給食でミートフリーの日を設けるだとか、そういうところまで実は環境が関わっているということに注目して、今回、作っていただけたらというふうに思います。

ありがとうございます。

○会長 はい。それでは区の方からお願いします。

○環境政策課長 まず一点目のPPSの件ですけれども、おっしゃるとおり本庁舎と情報処理センターの方でRE100を検討しているという部分はあります。今後、クリーンエネルギーについては、ちょっと財政状況との関係も当然ありますけれども段階的に検討するということは考えております。

その中でも、RE100とそれ以外の電力で電力の中に何が混じっているのかを非常に考えなくてはいけないところでございまして、できればRE100を導入することによってですね、

全てゼロカーボンのエネルギーにできればいいんですけども、ちょっと財政状況との関係も含めまして、それは今後いろいろ検討していくべきものであるというふうには考えております。

あと蓄電池のお話だと思います。蓄電池もおっしゃるとおりですね、防災上は非常に有効であり、あるいは昼間以外の時間に使おうと思ったときに蓄電池がないとなかなか利用できないというふうになりますので、現在、区の方での助成制度としてはあるんですけども、今後、様々な自治体等の状況や都の状況等も含めまして、また助成制度については研究していきたいというふうに考えております。

あと肉食の抑制ですね、はい。輸入することによってCO₂をそこで発生させるという部分があると思います。確か距離と食べ物の量かなんかだと思いました。それで確かCO₂の量をどうするかという考え方があったと思いますので、その辺り、どういう表現がこの中でできるかというのはちょっと研究させていただきたいというふうに考えております。

以上になります。

○会長 よろしいでしょうか。大分時間が超過しましたが、もう12時にも回ろうとしているという感じでございます。意見、必ずしも出尽くしていないような気もいたしますけれども、ちょっと時間の制約がありまして、すみません、事務局側にちょっと確認したいのですが、例えば今日この場で発言したかったのをちょっと抑えられた委員もいらっしゃると思いますので、日を変えて事務局側に意見があったら追加していただくというのは可能でしょうか。

○環境政策課長 可能でございます。1週間ぐらい。

○会長 1週間ぐらい。

○環境政策課長 11日ぐらいまでいただければと思います。もしご意見ある場合には。直接メールでも結構です。お電話でも結構です。

○会長 じゃあそういうことで、発言したかったのに抑えられた委員については事務局側に直接ご連絡をお願いします。

それでは、本件についての審議は終了いたします。審議事項は以上になります。傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○環境政策課長 様々なご意見、誠にありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、次回の資源環境審議会でございますけれども、板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025の素案につきまして、さらにご審議いただきたいというふうなことで予定させていただいております。加えて、板橋区環境基本計画2025及び板橋区環境教育推進プラン2025の進捗状況についてもご報告させていただきたいというふうに併せて考えております。

既に日程通知をお送りさせていただいておりますけれども、来年の1月29日、1月29日ですね、金曜日午前10時より開催する予定であります。

事務局の方からは以上になります。

○会長 ありがとうございました。本日の会議全体を通して、追加のご質問について先ほど1週間以内にということでございます。今、柳委員から最後にちょっと一言発言されたいという要望がございましたので、よろしければ手短かにお願いいたします。

○柳委員 すみません。「3. 11から未来をひらく会」という、そういう会があるんですけ

ども、その主催で11月の、今月14日の2時から講演会を予定しています。内容はエネルギーの問題なんですね。「未来につながる電気の選び方」というのでやりますので、もし、参加されるご希望がありましたら、エコポリスセンターの方へお電話いただければと思います。

どうもすみませんでした。

○会長 この審議会に関係のある話題だと思います。

それでは、以上をもちまして、第53回資源環境審議会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

それでは、事務局にもう一度マイクをお返しします。

○環境政策課長 伊香賀会長、誠にありがとうございました。これもちまして、本日の予定は全て終了させていただきました。本日はいろいろなご意見、誠にありがとうございました。

以上になります。ありがとうございました。